

軽自動車税納税証明交付申請書 (継続検査用)

所有者本人以外の方が請求される場合は、車検証(「使用の本拠の位置」や「所有者の氏名又は名称」)の記載がない車検証の場合は「自動車検査証記録事項」(写し可)又は委任状が必要です。

宛先 高槻市長

申請日 令和 年 月 日

申請者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	

継続検査に使用するため、下記の車両の納税証明書を申請します。

①	納税者	住所 (所在地)	
		氏名 (名称)	
	車両番号	大阪	()
②	納税者	住所 (所在地)	
		氏名 (名称)	
	車両番号	大阪	()
③	納税者	住所 (所在地)	
		氏名 (名称)	
	車両番号	大阪	()
④	納税者	住所 (所在地)	
		氏名 (名称)	
	車両番号	大阪	()

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)により、軽自動車検査協会の継続検査窓口で納税証明書の提示が省略できる場合があります。(令和5年1月から開始)

但し、次のようなケースは、軽JNKSによる納付確認ができないため、従来通り、紙の納税証明書が必要です。

- ①納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
※納付方法によって、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数(3週間程度)を要します。
- ②中古車の購入など名義変更直後の場合
- ③市町村からの転出転入直後の場合
※車検証上の「使用の本拠の位置」の市町村による納税証明書が必要な場合があります。
- ④対象車両に過去の未納がある場合
- ⑤2輪の小型自動車

.....以下担当者記入欄.....